

公益財団法人黒潮生物研究所

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人黒潮生物研究所（以下「この法人」という。）の定款第13条及び第26条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は役員等に対する報酬は、無報酬とする。ただし、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とする。
- 3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は別表第1「常勤役員の報酬年額」に定める金額の範囲内とし、役員のうち各々の理事の報酬年額は評議員会において別に定め

- る報酬等の支給の基準に従って、理事長が理事会の承認を得て決めるものとする。
- 2 この法人の常勤の監事の報酬年額は別表第2「常勤監事の報酬」に定める金額の範囲内とし、各々の監事の報酬額は、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
 - 3 常勤の理事に対する退職手当は、別表第3「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
 - 4 退職金は、役員として円満に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年額の12分の1を、毎月一定の定まった日に支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第6条** 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員及び評議員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人黒潮生物研究所の設立の登記の日から施行する。
- 2 退職手当の算出における在職年数には、財団法人黒潮生物研究財団における在職年数を含めるものとする。

別表第1 常勤役員の報酬年額

- ・年間報酬総額 1200万円の範囲内

各々の理事の報酬等の支給の基準

- ・代表理事 年間報酬 1080万円の範囲内
- ・その他の理事 年間報酬 720万円の範囲内

別表第2 常勤監事の報酬

- ・年間報酬総額 600万円の範囲内

別表第3 常勤役員退職手当の算出要領

- ・(算出数式) 退職時報酬年額 \div 12 \times 在職年数 \times 1.5の範囲内
ただし、1年に満たない在職年数は月割り計算する